確　約　書

ＪＸ金属サーキュラーソリューションズ株式会社（以下「甲」という。）及びリネットジャパングループ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年11月５日割当予定の乙株式487,400株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年11月５日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

2026年11月５日

甲　（住　　所）東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
（名　　称）ＪＸ金属サーキュラーソリューションズ株式会社
（代表者名）代表取締役社長　　戸上　一郎　　印

乙　（住　　所）愛知県大府市柊山町三丁目33番地
（名　　称）リネットジャパングループ株式会社
（代表者名）代表取締役　　黒田　武志　　印

確　約　書

ＳＧホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びリネットジャパングループ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年11月５日割当予定の乙株式403,800株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年11月５日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

2026年11月５日

甲　（住　　所）　京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
　　（名　　称）　ＳＧホールディングス株式会社
　　（代表者名）　代表取締役社長　松本　秀一

乙　（住　　所）　愛知県大府市柊山町三丁目33番地
　　（名　　称）　リネットジャパングループ株式会社
　　（代表者名）　代表取締役　黒田　武志